

国立研究開発法人産業技術総合研究所理事会規程

制定 平成20年4月11日 20規程第16号

最終改正 令和5年4月1日 令04規程第53号 一部改正

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）の理事会の組織及び運営に関し必要な事項を定め、もって適正な理事会の運営を図ることを目的とする。

(理事会の構成)

第2条 理事会は、理事長、副理事長及び理事（以下「構成員」という。）をもって構成し、理事長がこれを総括する。

2 理事会は、理事長が出席し、かつ、他の構成員の過半数の出席がなければ開催することができない。

3 理事会に、次の各号に掲げる者をオブザーバーとして出席させることができる。

- 一 産総研グループ（国立研究開発法人産業技術総合研究所組織規程（26規程第72号）第45条に定める産総研グループをいう。以下同じ。）の役員、職員及び従業員並びに産総研グループの業務を行う者であつて、役員、職員及び従業員以外の者のうちから議長が指名する者
- 二 その他理事長が必要と認めた者

(審議事項)

第3条 理事会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 産総研グループの経営に関する重要事項
 - イ 研究所の運営に関する基本方針その他重要方針に関する事項
 - ロ 業務方法書に関する事項
 - ハ 財務諸表、決算報告書及び事業報告書に関する事項
 - ニ 重要な財産の処分等に関する事項
 - ホ 人事に関する重要事項
 - ヘ その他の経営に関する重要事項
- 二 国立研究開発法人産業技術総合研究所産総研グループ経営会議規程（令04規程第62号）第2条第2項及び国立研究開発法人産業技術総合研究所執行会議規程（令02規程第40号）第2条第2項の規定に基づき、産総研グループ経営会議又は執行会議の議長が必要と認める事項。

(理事会の開催)

第4条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が第3条に規定する理事会の審議について提案をした場合において、当該提案につき構成員の全員が書面又は電磁的記録により意思表示をしたときは、理事会の審議があった

ものとみなす。

(理事長の決定)

第5条 理事長は、第3条に規定する理事会の審議の結果を勘案して、同条各号に掲げる事項を決定する。

(議事録等)

第6条 理事会を開催したときは、議事録を作成する。

2 理事会の審議を経て理事長が決定した事項は、必要に応じその決定を表す記号番号を付した文書により周知する。

(監事等の出席)

第7条 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

2 理事長は、必要に応じ審議事項に関連する職員を出席させ説明又は意見を求めることができる。

(事務)

第8条 理事会の事務は、企画本部が行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、理事会の運営に関して必要な事項は理事長が別に決定する。

附 則

この規程は、平成20年4月11日から施行する。

附 則 (22規程第51号・一部改正)

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則 (23規程第28号・一部改正)

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 (25規程第12号・一部改正)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (25規程第44号・一部改正)

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (26規程第8号・一部改正)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (26規程第71号・一部改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (26規程第87号・一部改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令02規程第39号・一部改正)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令04規程第53号・一部改正)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。